時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 修徳学院 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 事実発生時期 | 件数 |
| Ａ | 令和５年８月 | １件 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |
| 措置の内容 |
| 未支給の時間外勤務手当については、勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を行った上、総務サービス課に依頼し、追給を行った。検出事項の原因は、職員の実績入力漏れと直接監督責任者による確認漏れである。本件を受けて、時間外勤務を行った場合は速やかに時間外勤務の実績入力を行うよう職員会議を通じて周知するとともに、実績入力承認締切日の５日前にはチームサイトのお知らせページにおいて注意喚起を行っている。今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者による確認を徹底し、適正な服務管理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年10月17日）